

訴訟によらない知的財産紛争の解決

日本知的財産仲裁センター 運営委員・弁護士 山口 裕司



要 約

知的財産 ADR 機関の活動は、定着するに至っているが、弁理士の業務における ADR の代理業務の比重はなお小さい。紛争が発生した場合に、交渉によって解決するか、訴訟、調停、仲裁のいずれかで解決するかは、それぞれの紛争解決手段の特徴を十分に理解して選択することが望ましく、それぞれの紛争解決手段に適した事件類型もあると言える。2024 年 4 月には、改正仲裁法や改正 ADR 法が施行され、シンガポール調停条約が日本において発効したことによる変化にも注意を払う必要がある。ドメイン名紛争処理の分野では、「.com」、「.org」、「.tokyo」等 1200 種類を超える一般（分野別）トップレベルドメインについてのドメイン名紛争処理が、「.jp」についての JP ドメイン名紛争処理よりもはるかに多く世界中で行われているものの、日本人の関与する事件は限られており、更なる日本企業の活用と弁護士と弁理士の関与が期待される。

目次

1. はじめに
2. ADR と対比した交渉や訴訟による解決
 - (1) 紛争の発生と交渉
 - (2) 訴訟による解決の特徴
3. 調停
 - (1) 手続
 - (2) 効力
 - (3) 適した紛争類型
4. 仲裁
 - (1) 手續
 - (2) 効力
 - (3) 適した紛争類型
5. 専門家による判定
6. ドメイン名紛争処理
 - (1) 手續
 - (2) 効力
 - (3) 25 周年における新しい一步
7. まとめ

1. はじめに

1994 年 10 月に WIPO 仲裁調停センターが設立され、日本でも 1998 年 4 月に工業所有権仲裁センターが日本弁理士会と日本弁護士連合会によって設立されて（2001 年 4 月に日本知的財産仲裁センターに改称）、知的財産分野に特化した裁判外（代替的）紛争解決（Alternative Dispute Resolution (ADR)）機関の活動は四半世紀を超えるに至っている。

最近では、2019 年 10 月から、東京地裁と大阪地裁で「知財調停」と呼ばれる運用が始まり、2023 年 6 月に始動した欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court）でも、特許調停仲裁センター（Patent Mediation and Arbitration Centre）の 2026 年初頭の運営開始に向けて、2025 年 7 月まで調停規則や仲裁規則の草案についてパブリックコメント

ントの募集が行われ、2025年8月から調停人や仲裁人等の名簿への応募の受付を開始しており、裁判所におけるADRの取り組みも強化される方向にある。

2000年の弁理士法の全部改正（平成12年法律第49号）と2005年の不正競争防止法等の一部改正（平成17年法律第75号）を経て、弁理士法4条2項2号には、弁理士が、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続についての代理業務を行えることが規定された。日本知的財産仲裁センターにおいて筆者がご一緒している弁理士の運営委員は、知的財産ADRの活性化に強い情熱を持たれている方ばかりで、日本知的財産仲裁センターにおける様々な改革を先導されている。ただ、それでも日本知的財産仲裁センターに申し立てられる調停や仲裁の新受件数は限られており、弁理士の業務におけるADRの代理業務の比重はなお小さい⁽¹⁾。

実のところ、知的財産分野を専門とする弁護士にとっても、知的財産ADRに関与する機会は、知的財産訴訟と比較して、多いとは言えないと思われる。

このように知的財産ADRの件数が限られてしまうことの最大の理由は、調停や仲裁が非公開手続であって、公開されている情報が少なくて、実情が明らかではなく、予測可能性も低いと思われてしまうことにあると考える。

本稿においては、知的財産紛争をADRによって解決するという選択肢の長所と短所を明らかにし、紛争当事者や代理人の判断材料となる情報を提供したい。なお、筆者は、日本知的財産仲裁センターの運営委員などを務めているが、本稿は、所属する機関としての意見を代表するものではない。

2. ADRと対比した交渉や訴訟による解決

（1）紛争の発生と交渉

企業の知的財産部には、知的財産権侵害やライセンス契約に関する交渉を行う渉外部門があることが多い。競合会社から警告状等の通知が届いた場合、渉外部門の担当者は、まず、技術論争や契約条件の交渉を相対で行って、契約の合意に漕ぎ着けようと努めるであろう。

相対の交渉は、契約条件について社内のビジネス判断が迅速になされれば、早期の紛争解決を図ることができるし、紛争解決機関や代理人の費用も節約できるという長所がある。

しかし、紛争当事者間の力関係や紛争当事者の置かれた具体的な状況によって、相手方の主張する条件をのまざるを得ない立場に置かれつつも、そのような妥協を受け入れにくい場合はあるであろうし、契約条件の案が果たして妥当なのかの判断がつかない場合もあるであろう。このような場合に、公平な第三者を介して紛争の解決を図る必要性が生じる。

（2）訴訟による解決の特徴

競合会社からの警告状等の通知に対し交渉を一切拒絶する回答をしたり、紛争当事者間で希望する条件の懸隔が大きくて、話し合いの余地がないほどに交渉が決裂してしまったりした場合には、訴訟によらざるを得ない。

訴訟は、司法権という国家の作用に基づき行われる紛争解決手段であり、一連の手続によって、裁判所が法を適用して紛争を解決し、その強制的な実現を図れるようになっている点に特徴がある。

法の適用による紛争の解決という側面に着目すると、訴訟は、民事訴訟法や知的財産法の手続規定に基づいて厳格に進められ、民法や知的財産法の実体規定に基づいて法律関係の存否の判断がなされるものであると言える。

紛争を強制的に解決するという訴訟の性格は、以下のような点にみられる。すなわち、原告が提訴をすれば、被告には、訴状が期日の呼出状（民事訴訟法139条）と共に送達され、被告は答弁書を提出したり、期日に出頭したりして、防御する必要が生じる。両当事者が主張・立証を尽くした後で、裁判所は得た心証を開示し、和解勧説に進むこともあるが、両当事者が和解の合意に至らなければ、裁判所は判決を言い渡すことになる。裁判上の和解が成立したり（民事執行法22条7号、民事訴訟法267条）、判決に対し上訴がなく、確定したりすれば（民事執行法22条1号）、それらを債務名義として強制執行が可能になる。

では、訴訟に代わる公平な第三者を介する紛争解決の選択肢にどのような特徴があるかを次章以下で検討したい。

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
調停	2	6	4	7	5	22	15	8	16	10	4	5	5	6
仲裁	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1
JP ドメイン名 紛争処理			3	10	7	8	4	11	8	10	3	9	7	12
センター判定							6	6	5	8	8	5	9	5

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	合計
調停	7	7	2	4	2	4	2	6	0	1	1	1	0	152
仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
JP ドメイン名 紛争処理	15	10	8	7	10	5	7	9	10	15	14	16	25	243
センター判定	4	3	8	5	5	4	3	3	4	2	1	1	3	98

日本知的財産仲裁センターへの申立件数（日本知的財産仲裁センター作成（2025年9月2日））

3. 調停

(1) 手続

契約の紛争解決条項に調停による解決が合意されている場合や紛争の発生後に調停による解決が合意された場合には、調停申立てに進める状況にあるが、民事調停法3条1項は、相手方の住所、居所、営業所又は事務所の所在地を管轄する簡易裁判所に原則的な管轄を認めていて、裁判所の知的財産権専門部による「知財調停」を利用する際には、東京地裁又は大阪地裁で調停を行う旨の管轄の合意が必要となる。

また、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号、ADR法）2条4号・5条に定める認証紛争解決事業者となっている日本知的財産仲裁センターは、紛争当事者間に調停による解決の合意がない場合でも、申立てを受理し、被申立て人に申立て書を送付して、重要事項の説明を行った上で（ADR法14条）、調停手続に応じるか否かの回答を求めており（日本知的財産仲裁センター調停手続規則1条の2・4条）、被申立て人が応諾して、調停手続に進むことがある（被申立て人が不応諾の回答をすれば、調停手続は終了する）。

裁判所の「知財調停」では、調停の主任裁判官と弁護士や弁理士などの調停委員2名からなる調停委員会を組織して調停が行われる。

日本知的財産仲裁センターの調停では、調停人は原則2名だが、申立て人が3名を希望し、被申立て人がこれに同意した場合には3名とすることができます、調停人のうち少なくとも1名は弁護士を選任している。調停人はセンター長が選任するのが原則であるが、当事者双方の合意による調停人の選任も可能としている（日本知的財産仲裁センター調停手続規則6条）。

裁判所の「知財調停」では、原則として、第3回調停期日までに、調停委員会が争点についての心証等を口頭で開示して、紛争を解決することを目指している⁽²⁾。

日本知的財産仲裁センターの調停では、第1回期日から6月以内で、3回以内の期日で終了することを目標としている（日本知的財産仲裁センター調停手続規則15条2項）。

「知財調停」では、調停を求める事項の価額に応じて算出して得た額の費用がかかるのに対し（民事訴訟費用等に関する法律別表第1の14項）、日本知的財産仲裁センターの調停では、申立て手数料、期日手数料及び和解契約書作成・立会手数料の費用がかかり、期日の開催回数に応じた期日手数料が発生するため、期日間にも可能な限りの調整を行って、和解合意が成立するよう努めている。

(2) 効力

裁判所の「知財調停」では、当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したことにな

るが、調書の記載は、裁判上の和解と同一の効力、すなわち確定判決と同一の効力を有する（民事調停法 16 条、民事訴訟法 267 条）。つまり、調停調書は、確定判決と同様に債務名義となり、これにより強制執行を行うことができる（民事執行法 22 条 1 号・7 号）。

これに対し、日本知的財産仲裁センターの調停では、和解により当事者間に合意が成立したときは、当事者双方及び調停人は和解契約書を作成するが、2024 年 3 月末までは、裁判外の調停による和解に執行力は認められなかつたため、執行力のある債務名義を得るためにには、調停から仲裁に移行して、仲裁判断を得ることが必要であった。

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和 5 年法律第 16 号）が 2023 年に制定されて、2024 年 4 月 1 日に施行されると共に、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（シンガポール調停条約）が日本において発効した。また、ADR 法の改正（令和 5 年法律第 17 号）も 2024 年 4 月 1 日に施行された。

日本知的財産仲裁センターは 2024 年 4 月に新法と法改正の施行に対応した調停手続規則の改正を行っており、通常は、裁判外の調停による和解に執行力はないという点に変更はないが、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約又はその実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨を当事者が合意をした国際和解合意（調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律 2 条 3 項）や特定和解（認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたもの。ADR 法 2 条 5 号）については、裁判所の執行決定を得ることにより強制執行ができるようになった（民事執行法 22 条 6 号の 4・6 号の 5）。

（3）適した紛争類型

ある紛争の解決手段として調停を選択するのが良いかどうかは、いくつかの判断基準に照らして考える必要がある。

- (a) 法的な主張に基づいて事実や法律関係を確定する必要がある、いわば白黒をつけるべき事案であれば、訴訟を選択した方が良いと言える。反対に、厳密な事実や法律関係の確定よりも、法的に評価しつくせない複雑な事情も考慮して、円満で妥当な解決を図りたい事案であれば、調停を選択した方が良いと考えられる。
- (b) 前述の (a) と類似するが、訴訟においては、過去の権利関係を確認することに重きが置かれるのに対し、調停においては、過去の問題を踏まえつつ、将来の望ましい関係を調整し、構築していく話し合いに重点を置くことも可能である。
- (c) 訴訟においては、手続は公開され、紛争の内容が第三者に知られることを覚悟する必要があるが、調停においては、手続は非公開なので、第三者に知られずに、紛争の解決を図ることができる。
- (d) 訴訟により裁判所が下した判決や裁判所の「知財調停」による調停調書には執行力があり、また民事執行をすることができる旨を当事者が合意をした国際和解合意や特定和解についても強制執行が認められるが、当事者間で民事執行をすることができる旨の合意ができなければ、和解に執行力はなく、合意が任意に履行されることを期待するほかないことになる。そのため、紛争解決により得られた結果が強制的に実現されることまで念頭に置くのか、合意が任意に履行されることを想定するのかの見通しを立てて紛争解決の手段を選択することも必要になる。
- (e) 通常は訴訟の方が調停よりも費用がかかることが多いし、訴訟提起の方が調停の申立てよりも社内決裁を得る基準が厳しい場合もある。その結果、紛争解決に費やせる予算や社内決裁のとりやすさを考えて、訴訟によらずに、調停による解決を模索する選択も考えられる。特に、著作権に関する紛争⁽³⁾や FRAND 特許ライセンスの条件をめぐる紛争⁽⁴⁾で調停が選択されるのも、費用や時間をそれほどかけられない紛争類型であるためだと考えられる。

以上のような判断基準からすると、知的財産権侵害紛争では、事案により、調停では合意がまとまらず、訴訟によって白黒をつけるしかない場合も少なからずあるだろうと考えられる。他方で、ライセンス条件をめぐる紛争⁽⁵⁾、職務発明をめぐる紛争、共同研究の成果をめぐる紛争、ソフトウェア開発をめぐる紛争などでは、過去における責任追及のみならず、将来にわたる関係の構築が、紛争の解決につながる面もあり、調停による解決が適していると

言える。

調停の進め方については、調停人が自らの評価を当事者に示して和解に向けた説得を行う評価型モデルと調停人は両当事者の交渉を促進するようにして当事者自らによる合意の形成を助ける交渉促進型モデルに分けて議論されることがある。当事者の意思を尊重し、対話による柔軟な解決が生まれる可能性がある交渉促進型モデルが理念的には望ましいとも言えるが、専門性の高い知的財産分野の論点について専門家である弁護士や弁理士の調停人から説得的な意見が示されることが和解の呼び水になる場合もあり、どちらのモデルによるべきであると一概には言うのは難しい。

4. 仲裁

(1) 手続

仲裁合意は、仲裁法（平成15年法律第138号）上、原則として、当事者間に和解可能性がある民事上の紛争を対象とする場合に認められる（仲裁法13条1項）。知的財産紛争においては、特許庁が対世的に判断する特許等の無効について和解可能性、すなわち仲裁適格性があるのかという点に議論があったが、特許等の無効の抗弁が侵害訴訟で認められるようになった今日では、知的財産権侵害紛争における前提問題として特許等の無効について仲裁で判断することは可能であると考えられている（米国特許法294条参照）⁽⁶⁾。

契約の紛争解決条項に仲裁による解決が合意されている場合や紛争の発生後に仲裁による解決が（電磁的記録を含む）書面によって合意された場合（仲裁法13条2項ないし5項）には、当事者はその合意に基づいて紛争を仲裁申立てによって解決すべきであり、仮に一方当事者が当該紛争に関して訴訟を提起しても、他方当事者は仲裁合意の存在を妨訴抗弁として主張することができ、裁判所は訴えを却下することになる（仲裁法14条）。

当事者は合意によって仲裁地を定めること（仲裁法28条1項）が多いが、仲裁廷の評議、当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取、物又は文書の見分といった手続を仲裁地で行う必要はなく（仲裁法28条3項）、むしろ、仲裁手続の準拠法として仲裁地の法が適用されるという形（仲裁法3条参照）で、仲裁地の決定が意味を持っている。

仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は、仲裁法の公の秩序に関する規定、つまり強行規定に反しない限り、当事者が合意により定めるところによるとされている（仲裁法26条1項）。仲裁機関は、それぞれ仲裁規則を定めているが、それらの仲裁規則は、当事者が合意することによって適用されることになる（日本商事仲裁協会商事仲裁規則3条、日本知的財産仲裁センター仲裁手続規則2条参照）。

仲裁人の数は、当事者が合意により定めるところによるが（仲裁法16条1項）、2当事者で合意がなければ、仲裁人は3名とされる（仲裁法16条2項）。日本知的財産仲裁センター仲裁手続規則5条は、仲裁は、弁護士、弁理士が少なくとも各1名参加して構成される3人の仲裁人の合議体が行うと定めている。

また、仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによるが（仲裁法17条1項）、2当事者で仲裁人が3名で選任手続の合意がなければ、当事者がそれぞれ1人の仲裁人を、当事者により選任された2人の仲裁人がその余の仲裁人を、選任することになる（仲裁法17条2項）。日本知的財産仲裁センター仲裁手続規則7条は、仲裁人は、センターが仲裁人候補者の中から選任し、当事者が自ら仲裁人の選任を希望するときは、各当事者は、仲裁人候補者名簿の中からそれぞれ1名の仲裁人を選任し、その余の1名はセンターが仲裁人候補者の中から選任すると定めている。

仲裁手続における使用言語は、当事者が合意により定めるところにより（仲裁法30条1項）、合意がなければ、仲裁廷が定めることになる（仲裁法30条2項）。

仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところにより、それが一国の法令であるときは、その国の抵触法ではない実体法の法令を定めたものとみなされる（仲裁法36条1項）。合意がなければ、最も密接な関係がある国の実体法の法令を適用することになる（仲裁法36条2項）。ただ、仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあれば、「衡平と善」により判断し（仲裁法36条3項）、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があれば、その契約に定められたところに従って判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があれば、その慣習を考慮しなければならない（仲裁法36条4項）、仲裁では、一国の実定法にとらわれない

柔軟な解決が図られる場合もあると言える。

以上のように、仲裁は、仲裁人のうちの1人を選ぶことができ、準拠法、準則、使用言語等を合意により定めることができるなど、より当事者自治が認められる手続になっていることが、担当裁判官を選べず、日本法に基づき判断され、使用言語が日本語となる訴訟との大きな差である。また、仲裁は、非公開の手続である点も、訴訟との相違点であり、紛争を公開せずに解決したい場合の選択肢として仲裁を選ぶ理由となり得る。

他方で、訴訟では、判決が公開され、先例として蓄積されると共に、上訴によって原判決の見直しを求める機会が与えられるのに対し、仲裁では、非公開であるため、どういう判断がなされるかの予測可能性が低く、かつ、上訴ができないため、紛争の解決を仲裁に委ねることには、訴訟以上のリスクがあると思われる場合もあるであろう。

(2) 効力

確定した執行決定のある仲裁判断や2023年の仲裁法改正（令和5年法律第15号）で新設され、2024年4月1日に施行された、確定した執行等認可決定のある暫定保全措置命令（仲裁法48条）は、債務名義となり、強制執行することができる（民事執行法22条6号の2・6号の3）

ただ、仲裁選択の利点は、国内仲裁よりも、外国企業との間の国際仲裁において発揮される。すなわち、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国は日本を含む172か国に及ぶため、仲裁判断の方が裁判所の判決よりも外国において承認され、執行できる可能性が高く、財産が外国にしかない外国企業に対して請求権を実現するには、日本の裁判所の判決を得るよりも、仲裁判断を得る方が有効なのである。外国裁判所の判決を日本で承認し、執行するための要件（民事訴訟法118条、民事執行法24条5項）の1つに、日本の裁判所の判決を当該外国で承認する相互の保証があること（民事訴訟法118条4号）が挙げられているが、裁判例で、相互の保証が認められないと判断されている外国は少なくない。

(3) 適した紛争類型

上述の説明から明らかなように、仲裁は、秘密裡に解決を図りたい紛争や外国企業との国際的な紛争に適していると言える。

調停による和解ができず、調停手続が終了する場合、裁判所の知財調停でも（民法147条1項3号）、日本知的財産仲裁センターのような認証紛争解決事業者による調停でも（ADR法25条）、一定の期間内に訴訟を提起すれば、時効の完成猶予が認められる。しかし、仲裁機関の中で、調停から仲裁に移行したり（日本知的財産仲裁センター調停手続規則22条、38条、仲裁手続規則46条）、仲裁手続の中で和解による解決を図ったり、仲裁から調停に移行したりする（日本知的財産仲裁センター仲裁手続規則35条、38条、調停手続規則31条）ことも可能なので、調停と仲裁の間で、柔軟に手続を変更して、解決を図ることもできる。

5. 専門家による判定

実際のところ、日本知的財産仲裁センターに申し立てられる仲裁事件は極めて少ないが、日本知的財産仲裁センターは、知的財産分野を専門とする弁護士と弁理士による判定を求めるサービスを複数提供しており、仲裁に代替する知的財産紛争解決のニーズに応えていると言える。

2004年に開始したセンター判定は、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権に関して、対象物がそれらの権利範囲に属しているか否かの判定及びそれらの権利の登録に無効理由があるか否かの判定を、申立人単独の主張及び証拠資料又は申立人及び申立人が指定した被申立人双方の主張及び証拠資料に基づいて行うものであり、特許庁の判定と異なり、非公開で行われる点、申立人のみの関与による単独判定が可能である点、無効理由についての判定が可能である点などに特色がある。

2006年に開始したセンター必須判定は、特定の特許がデジタル放送等に関する対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについての判定を行うものである。

2011年に開始した事業適合性判定は、事業者等に対し、研究開発段階、試作段階、製品化・量産段階等における

る研究開発テーマ・事業等に影響を与える先行特許があるかどうかについての評価を行うものであり、Freedom to Operate (FTO) 調査とも呼ばれる。

2016 年に開始した事業に対する特許の貢献度評価は、特許群に係る発明の実施によって行われる事業において、当該事業に対する特許群全体としての貢献度に対して個々の特許が占める割合についての評価を行うものである。

6. ドメイン名紛争処理

(1) 手続

ドメイン名 (domain name) は、審査なしに早い者勝ちで登録できるが、商標権者との間の紛争を簡易迅速に解決する仲裁に類する仕組みであるドメイン名紛争処理方針が策定されている。ドメイン名の登録契約の中には、ドメイン名の登録者がドメイン名紛争処理方針に同意する旨の条項が設けられており、国コード（国別）トップレベルドメイン (country code Top-Level Domain (ccTLD)) である「.jp」については、社団法人（現在は一般社団法人）日本ネットワークインフォメーションセンター (Japan Network Information Center (JPNIC)) が策定した「JP ドメイン名紛争処理方針」(JP-DRP) に従うことになり、「.com」、「.org」、「.tokyo」等 1200 種類を超える一般（分野別）トップレベルドメイン (generic Top-Level Domain (gTLD)) については、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) が策定した「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Dispute Resolution Policy (UDRP)) に従うことになる。「.ai」(アンギラ)、「.cc」(ココス (キーリング) 諸島)、「.co」(コロンビア) 「.tv」(ツバル) などの一部の ccTLD についても、UDRP に従っている。

JP-DRP の認定紛争処理機関は、日本知的財産仲裁センターのみである。日本知的財産仲裁センターには、25 年にわたって、250 件余の JP ドメイン名紛争処理の申立てがなされた。

現在の UDRP の認定紛争処理機関は、世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization (WIPO))、全米仲裁協会 (National Arbitration Forum (NAF)、単に FORUM ともいう)、チェコ仲裁裁判所 (Czech Arbitration Court (CAC))、やアジアドメイン名紛争処理センター (Asian Domain Name Dispute Resolution Centre (ADNDRC))、カナダ国際インターネット紛争処理センター (Canadian International Internet Dispute Resolution Centre (CIIDRC)) の 5 機関である。全世界の事件の半数以上を処理していると推測される最大手の紛争処理機関である WIPO は、25 年間に約 78000 件もの申立てを受けており、2023 年と 2024 年は年間 6000 件余に達していた。

ドメイン名紛争処理は、申立人の申立書（証拠書類を含む。）、被申立人（登録者）の答弁書（証拠書類を含む。但し、答弁書が提出されないことも多い。）に基づき、陳述・書類の追加は原則として行わずに、1 名又は 3 名のパネルによって、(i) 商標等との同一又は混同を引き起こすほどの類似、(ii) 登録者の権利又は正当な利益の不存在、及び (iii) 不正の目的での登録・使用という 3 要件を満たすかが検討され、移転若しくは取消又は棄却の裁定がなされる。答弁書提出、パネル指名、裁定提出等の期限が決められており、申立てから約 2 か月で裁定が出され、迅速な解決が図られるようになっている。

JP ドメイン名紛争処理で用いられる手続言語は、原則として日本語であり、パネルの裁量により、英語への変更を認めた事件が 2021 年以降 3 件存在する。UDRP に基づくドメイン名紛争処理で用いられる手続言語は、原則として登録契約の言語であるが、パネルの裁量や当事者の合意によって、別の言語に変更することができる。

(2) 効力

パネルの裁定が紛争処理機関から通知されてから 10 営業日の間は、裁定結果の実施は保留され、登録者が、その間に管轄裁判所に出訴した旨の書面を提出して、裁定結果を見送らせることができるが、殆どの事件で裁定結果は実施されており、簡易迅速な紛争処理方法ながら、サイバースクワッター対策としての実効性は高い。

商標権者等は、不正競争防止法 2 条 1 項 19 号に基づいて裁判所から差止や損害賠償を認める判決を得ることもできるが、ドメイン名紛争処理の申立てを行って移転裁定を得て、裁定結果の実施により、ドメイン名の移転を受ける方が、抜本的な解決になるととも言える。

(3) 25周年における新しい一歩

ドメイン名紛争処理は、インターネット社会において生まれた新しいADRの制度であり、制度創設当初において、弁護士や弁理士といった実務家のみならず、研究者からも広い関心を集めていたように思われる。

2000年当初からの日本知的財産仲裁センターのJPドメイン名紛争処理パネリスト候補者は、経験豊富な錚々たる弁護士、弁理士及び大学教授によって構成され、JPドメイン名紛争処理制度の安定的な運営は、このようなパネリスト候補者の充実によって確保されていたと言える。ただ、2015年になるまでJPドメイン名紛争処理パネリスト候補者の追加はないままで、JPドメイン名紛争処理制度を継続的に運営するためには、若手をパネリスト候補者に登用していく必要性があることが認識され、2019年から3年の任期制を導入して、日本弁護士連合会と日本弁理士会から新たなパネリスト候補者が推薦されるようにした。また、手続言語を英語に変更することを求める申立てがなされるようになったことを受けて、2021年に英語による裁定執筆も可能なパネリスト候補者を補充し、事件の国際化に対応できる態勢を備えた。

他方で、UDRPの認定紛争処理機関における日本人のパネリスト候補者は、WIPOにおいて8名から7名に、NAFにおいて1名から0名に減少しており、他のパネリスト候補者が軒並み増加しているとの対照的である。また、日本人のWIPOにおけるドメイン名紛争処理の申立件数は、国別にみると、米国、フランス、英国、ドイツ、スイス、イタリア、オランダ、スウェーデン、デンマーク、スペイン、オーストラリア、カナダ、インド、ブラジル、ベルギー、トルコ、メキシコに次ぐ18位にとどまり、インターネット上のブランドマネジメントにおいて重要なドメイン名紛争処理の申立てに日本企業があまり積極的に取り組んでこなかった傾向が窺える。さらに、日本企業によるUDRPに基づくドメイン名紛争処理の申立てにおいて、外国法律事務所が代理人を務める場合が多く、日本の法律事務所や特許事務所があまり関与できていない実情もある。加えて、日本人のドメイン名登録者も、WIPOから送信してきた手続開始通知に戸惑い、十分な防御ができていない例もあるように見受けられる。

このような中で、日本知的財産仲裁センターでは、2023年以降、香港、北京、ソウル及びクアラルンプールの仲裁機関によって共同で運営されているADNDRCとの交流を開始し、2024年以降、JPドメイン名紛争処理パネリスト候補者を務める弁護士や弁理士に対しADNDRCのパネリスト候補者に積極的に応募するように働きかけた結果、4名の日本人のパネリスト候補者が選任されるに至っている。

ちなみに、平成13年（2001年）6月20日に衆議院経済産業委員会で、古屋圭司経済産業副大臣は、「我が国の被害者を救済するといった観点から我が国の機関（日本知的財産仲裁センター）が（いわゆるドットコムのような一般ドメイン名に関する）ADRを扱うことが望ましい」旨の答弁を行っており、UDRPに基づくドメイン名紛争処理が日本で行えないことは、積年の課題であった⁽⁷⁾。

日本知的財産仲裁センターは、UDRPに基づく紛争処理業務を行うことも視野に入れてADNDRCに加入する協議を進めており、JPドメイン名のみならず、より多くのドメイン名についての紛争処理のニーズに応えていくことを目指している。ブランドマネジメントに関心のある弁理士には、UDRPに基づく紛争処理業務にも是非関心をもって頂きたいと思う。

7. まとめ

知的財産ADRにおける代理業務は、より多くの弁理士が取り組むことができる潜在的な可能性を秘めた分野であると思われる。その一方で、弁理士が、知的財産ADRに関わるために必要な知識に習熟し、知的財産ADRの更なる振興を図り、国際的な知的財産紛争にも関与していくためには、なお課題も少なくない。

日本知的財産仲裁センターでは、弁護士と弁理士の運営委員が協力して、知的財産ADRをめぐる様々な課題を解決し、利用者のニーズに応えるべく努めているところであるが、弁理士の業界全体でも、知的財産ADRに対応できる人材を育成しようという機運が更に高まることを期待したい。

(注)

(1)NRIサイバーパテント株式会社『今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書』（平成23年2月）11頁、一般財團法人

知的財産研究所『今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書 本編』(平成 25 年 2 月) 83 頁、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会『弁理士制度の見直しの方向性について』(令和 3 年 2 月) 15 頁。

(2) 三井大有「新たに始まる知財調停手続について」 ジュリスト 1535 号 (2019 年) 90 頁、三井大有 = 奥俊彦 = 古川善敬 = 西山芳樹 「新たな紛争解決手段としての知財調停手続」 Law & Technology 85 号 (2019 年) 31 頁、柴田義明「新しい知財調停手続の運用開始について」 パテント 72 卷 10 号 (2019 年) 72 頁、國分隆文「知財調停の現状と展望」 ジュリスト 1571 号 (2022 年) 34 頁、國分隆文 = 杉浦正樹 = 荒谷謙介「知財調停の取組」 パテント 75 卷 7 号 (2022 年) 105 頁、國分隆文「調停制度更なる発展現場での実践(知財調停)」 判例タイムズ 1499 号 (2022 年) 42 頁。

(3) 裁判所の知財調停 (前掲注 2) でも、WIPO の調停 (<https://www.wipo.int/amc/en/center/caseload.html>) でも、著作権分野に関する事件が多いとされる。

(4) Margarita Kato, "Arbitration and mediation: resolving patent licensing disputes in the world of standardized technology", WIPO Magazine, December 13, 2022 (<https://www.wipo.int/en/web/wipo-magazine/articles/arbitration-and-mediation-resolving-patent-licensing-disputes-in-the-world-of-standardized-technology-42960>).

(5) 斎藤光理「パンデミックにおける医薬品開発・製造契約の成立および運用に向けた調停・仲裁の活用」前田健 = ロイ・A. パルティン編著『パンデミックと医薬品供給の法的問題 アンチコモンズの悲劇からの解放に向けて』(2025 年) 235 頁。

(6) 谷口安平「アメリカ合衆国特許法 294 条の成立史—特許と仲裁の一局面—」小野昌延先生古稀記念論文集刊行事務局編『知的財産法の系譜』(2002 年) 1069 頁、大貫雅晴「知的財産紛争と ADR～国際特許ライセンス紛争の仲裁による解決～」藤本昇先生喜寿記念論文集編集委員会編『最近の知的財産における諸問題』(2024 年) 479 頁。

(7) 第 151 回国会衆議院経済産業委員会議録第 15 号 4 頁 (平成 13 年 6 月 20 日)。

「山内（功）委員 現在、仲裁センターではドットジェーピードメイン名に関する ADR は扱っていますが、ドットコムのような一般ドメイン名については扱っていません。

今後、一般ドメイン名についても国内で被害者が気軽に相談できる機関、あるいは申し立てのシステムが必要だと思うのですが、その点については省はどういうお考えでしょうか。

古屋副大臣 御指摘のように、我が国のドメイン名でありますドットジェーピー、これに関する ADR につきましては、今委員御指摘の、日本知的財産仲裁センターがサービスを提供いたしております。しかし、いわゆるドットコムのような一般ドメイン名に関する ADR については、このセンターでは扱っておりませんで、現在では WIPO を始めとする海外の機関が担当している、こういうふうになっております。しかし、我が国の被害者を救済するといった観点からは、我が国の機関が ADR を扱うことが望ましいというふうに考えております。

したがいまして、日本知的財産仲裁センターは、ドットコムのような一般ドメイン名に関する紛争も取り扱えますよう、国際管理機関、ICANN の方に今働きかけをしているところでございます。

当省といたしましても、総務省と密接な連携をとりながら、この日本知的財産仲裁センターがこういった案件についても取り扱うことができるよう一生懸命働きかけをしていきたい、このように思っております。」

(原稿受領 2025.8.4)